プロジェクター利用の手引き

貸出物品　　：**DVD一体型プロジェクター　EPSON　EMP-DM1S**
：**パソコン用ケーブル**
：**パソコン接続用音声コード**
：**VHS式ビデオデッキ接続コード**
：**付属リモコン（電池入り）**
：**取扱説明書**
：**スクリーン（80型　16：9　スタンド付　箱の長さ190cm）**

①プロジェクターの利用者は市内在住、在勤、在学の方に限らせていただきます。

②プロジェクターの利用場所は屋内に限らせていただきます。

③プロジェクターの利用申請は市内各市民センターまたはコミュニティ振興課で受付ます。

④プロジェクターの利用料は、1組3日以内で1，500円です。延滞料は1日につき、500円です。スクリーンは利用未利用に関わらず、利用料金に含まれます。また、スクリーンのみの貸し出しは出来ません。

⑤ご利用を希望される場合は、職員にその旨お伝えください。コミュニティ振興課にて「空き状況」を確認いたします（市民センターでの受付の場合には、職員がコミュニティ振興課に「空き状況」を確認いたします）。

⑥「空き」が確認されましたら、別紙「利用申請書」を記入ください。

⑦「利用申請書」（コピー）を受け取り、大切に保管ください。これで利用予約は完了です。

なお、機器の接続等を確認されたい方は、予約後利用日前までに、別紙「利用申請書」（コピー）を持参のうえコミュニティ振興課を訪れて確認することも可能です。訪問日時をコミュニティ振興課（☎648－1531）にお伝えください。

⑧利用申請の初日に、コミュニティ振興課までお受け取りに来てください。

⑨利用上の注意事項等

※機器は大切に扱ってください。
※機器を棄損又は紛失した場合は、お客様の自己負担により弁償していただきます。
※利用承認を得た目的以外の利用や、利用権の譲渡及び転貸は禁止します。

⑩利用後は速やかにコミュニティ振興課にお返しください。（土日祝日は職員が外回りなどにより不在の場合もありますので、返却日時を前もって電話にてご連絡願います。電話648－1531）

⑪利用物品表を基に、返却品を職員と確認してください。